



令和8年度 ポケットおおつを活用した お買い物ポイント付与等業務
「ポケットおおつ」お買い物ポイントキャンペーン参加店舗登録申込書 兼 誓約書



店舗ごとでの申請となります。大津市内に複数の店舗がある場合は、店舗ごとの申請をお願いいたします。

令和 年 月 日

「ポケットおおつ」お買い物ポイント事務局 宛

☐ 私は、募集要項および裏面の誓約事項について遵守することを誓約し、参加店舗の登録を申請します。

事業者	事業者(会社) 名 (法人の場合のみ)		代表者名 (個人の場合も含む)		
	所在地 (個人の場合は住所)				
	連絡先	電話	FAX		
	担当者名		フリガナ		
参加店舗 HP等に 掲載する 店舗名	店舗名		フリガナ		
	所在地		〒520- 大津市		
	連絡先	電話	FAX		
	定休日・営業時間		定休日		店舗のレジ台数
			営業時間		レジ () 台
	E-mail		@		
	担当者名		フリガナ	HP URL(任意)	
	PRコメント (150文字以内)				
ポケットおおつHPへ電話番号や住所の掲載を希望するか ☐ 希望する ☐ 希望しない					
店舗の 業種 該当業種を○で 囲む	【小売業】		菓子・デザート・パン／食料品（デリバリー専門店を含む）／酒類／精肉／生花 スーパーマーケット・ショッピングセンター／衣料・身の回り品／生活雑貨／家具・家電 ホームセンター／書籍・文房具／おもちゃ・ベビー・子ども用品／自動車・自転車／化粧品・医薬品 工芸品／楽器／時計・眼鏡・補聴器／ガソリンスタンド／コンビニエンスストア／その他小売業		
	【サービス業】		銭湯・温浴施設／娯楽施設・スポーツ施設／理容・美容／マッサージ・リラクゼーション クリーニング／体験教室／タクシー・自動車運転代行／その他サービス業		
	【飲食業】		日本料理／寿司／西洋料理／ステーキ／パスタ／中華料理／焼肉／ラーメン／カレー／牛丼／アイス ファミリーレストラン／ファストフード／居酒屋／カフェ・喫茶店／多国籍料理／持ち帰り弁当／その他飲食業		
	【その他】		(詳細内容を記載してください)		
振込先の 口座情報	金融機関名		銀行・信用金庫 信用組合・農協 支店		
	種目	☐ 普通 ☐ 当座	口座番号		
	口座名義フリガナ				
	口座名義				

FAX送付先 ▶ 075-746-2546

メール送信先 ▶ pocket_otsu@nta.co.jp

【個人情報の取り扱いについて】

①「ポケットおおつ」お買い物ポイント事務局では、ご記入いただきました個人情報を厳重に管理し、令和8年度ポケットおおつを活用した お買い物ポイント付与等業務の運営に関する諸手続き、および事業参加店舗として
宣伝告知や事務局との連絡等のために利用させていただきます。

②お問合せ：「ポケットおおつ」お買い物ポイント事務局(㈱日本旅行 京都四条支店内) 担当：伊吹、山田、樋口 TEL：0570-021-002

募集要項と下記の宣誓事項の内容について遵守することを誓約し、登録申請フォームより申請下さい。

～ポケットおおつを活用した お買い物ポイント付与等業務 誓約事項～

- (1) 参加店募集要項に記載されている内容に同意し、遵守するとともに事務局から配布された参加店対応マニュアルに記載されている方法でお客様に対し、お買い物ポイント利用（割引処理）を行います。
- (2) 商品の販売、またはサービスの提供なく、「お買い物ポイント」の換金を行いません。また、「お買い物ポイント」を利用できない商品・サービスに対しての割引対応を行いません。
- (3) 「お買い物ポイント」の偽造・悪用・濫用はいたしません。
- (4) 「お買い物ポイント」の取扱いに関して、大津市および事務局から改善要請等があった場合には、それに従います。なお、店舗側において不正な利用が認められる場合や大津市および事務局の指摘に適切に対応しない場合、参加店登録申請書の申請内容に虚偽や本誓約書の誓約内容に違反があった場合には、「お買い物ポイント」の参加店登録を取り消されるとともに既振込額の返還および事業者名の公表を行うことに同意します。
- (5) ポケットおおつ お買い物ポイント事務局が行う訪問調査に協力します。
- (6) 「お買い物ポイント」の利用期間中は参加店として事業に参加し、真にやむを得ない事情がない限り途中辞退はいたしません。
- (7) 店舗名・所在地・電話番号・FAX 番号・業種の公表(専用ウェブサイト等に掲載)について同意します。
- (8) 「お買い物ポイント」の利用に際して、利用者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を行う事業者ではありません。
- (10) 自己または自社もしくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - ④ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - ⑤ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑥ 上記①から⑤までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- (11) (10)②から⑥に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではありません。